

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月に出産準備のため会社を退職した時に、年金手帳を持ってA市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、新たにオレンジ色の年金手帳が交付され、国民年金手帳記号番号が付与された。国民年金保険料については、納付書によりA市内の複数の金融機関及び郵便局で納付していた。

その後、私の夫が昭和 61 年 8 月に店を開業するために会社を退職した際に、私は、夫の年金手帳を持ってA市役所で夫の国民年金の加入手続を行った。その際、新たにオレンジ色の年金手帳が交付され、国民年金手帳記号番号が付与された。国民年金保険料については、私が前述の金融機関等で二人分を納付していた。それを示す申立期間当時の夫の確定申告書(控)を提出する。

私たち夫婦は、平成2年にB区に転居したことから、私は、同区役所の出張所で私と夫の国民年金の住所変更手続を行うため、A市役所で交付された夫婦二人の年金手帳を提出した。その際、新たな年金手帳が交付され、国民年金手帳記号番号も新規の番号になり、A市で交付された年金手帳は回収されてしまった。同区からC市に転居した時には、年金手帳は回収されず、手帳記号番号も変わることはなかった。

A市に居住していた期間の国民年金保険料の納付記録が無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 57 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、同年同月から自身の国民年金保険料を納付し、その夫が国民年金に加入した 61 年 8 月からは夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人夫婦

の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格取得日から、平成2年2月ないし同年3月と推認されることから、申立期間のうち、同年1月ないし同年3月の保険料については夫婦二人分を現年度納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人の夫から提出された平成2年分の確定申告書（控）に記載されている社会保険料控除額（国民年金分）については、申告すべき当該年の夫婦二人分の国民年金保険料額と一致している上、当該確定申告書（控）は、税務署の收受印及び作成した税理士の署名押印が認められ、確定申告書（控）の様式も作成当時のものであることが確認できる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和57年4月から平成元年12月までの期間については、前述のとおり、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われた時期が、2年2月ないし同年3月と推認できることから、その時点で、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人の主張のとおり当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間の一部については、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点で、国民年金保険料を遡って納付することができる期間であるものの、申立人夫婦は、保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立期間のうち、昭和61年1月から63年12月までの期間については、申立人の夫から提出された当該期間の確定申告書（控）においても、社会保険料控除額（国民年金分）は記載されておらず、また、平成元年1月から同年12月までの期間については、平成元年分の確定申告書（控）に記載された社会保険料控除額（国民年金分）は、申告すべき当該年の二人分の国民年金保険料額と乖離している上、そのほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

加えて、口頭意見陳述においても、申立人が申立期間のうち、昭和57年4月から平成元年12月までの国民年金保険料を納付したという心証を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から平成2年3月まで

私は、店を開業するため昭和61年8月に会社を退職した時に、私の妻が、私の年金手帳を持ってA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、新たにオレンジ色の年金手帳が交付され、国民年金手帳記号番号が付与された。国民年金保険料については、私の妻が自身の分と一緒に二人分を納付書によりA市内の複数の金融機関及び郵便局で納付してくれていた。それを示す申立期間当時の確定申告書（控）を提出する。

私たち夫婦は、平成2年にB区に転居したことから、私の妻が、同区役所の出張所で夫婦二人の国民年金の住所変更手続を行うため、A市役所で交付された夫婦二人の年金手帳を提出した。その際、新たな年金手帳が交付され、国民年金手帳記号番号も新規の番号になり、A市で交付された年金手帳は回収されてしまった。同区からC市に転居した時には、年金手帳は回収されず、国民年金手帳記号番号も変わることはなかった。

A市に居住していた期間の国民年金保険料の納付記録が無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その妻が昭和61年8月に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格取得日から、平成2年2月ないし同年3月と推認されることから、申立期間のうち、同年1月ないし同年3月の保険料については夫婦二人分を現年度納付していたと

考えても不自然ではない。

また、申立人から提出された平成2年分の確定申告書（控）に記載されている社会保険料控除額（国民年金分）については、申告すべき当該年の夫婦二人分の国民年金保険料額と一致している上、当該確定申告書（控）は、税務署の收受印及び作成した税理士の署名押印が認められ、確定申告書（控）の様式も作成当時のものであることが確認できる。

2 一方、申立期間のうち、昭和61年8月から平成元年12月までの期間については、前述のとおり、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われた時期が、2年2月ないし同年3月と推認できることから、その時点で、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人の主張のとおり当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間の一部については、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点で、国民年金保険料を遡って納付することができる期間であるものの、申立人夫婦は、保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立期間のうち、昭和61年8月から63年12月までの期間については、申立人から提出された当該期間の確定申告書（控）においても、社会保険料控除額（国民年金分）は記載されておらず、また、平成元年1月から同年12月までの期間については、平成元年分の確定申告書（控）に記載された社会保険料控除額（国民年金分）は、申告すべき当該年の二人分の国民年金保険料額と乖離^{かい}している上、そのほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

加えて、口頭意見陳述においても、申立人が申立期間のうち、昭和61年8月から平成元年12月までの国民年金保険料を納付したという心証を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月及び同年6月

私の父親は、私が会社を退職した昭和52年8月に、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚する53年10月まで国民年金保険料を金融機関で納付していた。

今回、「ねんきん特別便」で、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることを知り、年金事務所に、当該期間の国民年金保険料の領収証書を提出したところ、当該期間は無資格期間であるため、保険料を還付する旨の通知が送付されてきたが、当該期間当時、i) 結婚前の期間であったこと、ii) 国内に居住していたこと、iii) 無職であったことから、当該期間が無資格期間とされる理由は無く、保険料を還付される理由も無いはずである。

申立期間の国民年金保険料を還付するのではなく、当該期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の領収証書を所持しており、当該期間の保険料を納付した事実が確認できるが、申立人のオンライン記録によると、昭和53年5月28日に国民年金被保険者資格を喪失したことにより、平成23年10月に国民年金保険料の還付決議が行われていることが確認できる。これについて、i) 申立人の所持する年金手帳では、申立人は、国民年金の強制加入(第1号)被保険者となった昭和52年8月1日から、第3号被保険者としての種別変更手続を行った61年4月1日までの間に、国民年金の被保険者資格を喪失する手続を行ったことを示す記載が認められないこと、ii) オンライン記録においても、当該期間に申立人が厚生年金保険等の

被用者年金制度に加入した形跡は見当たらないこと、iii) そのほか、当該期間に申立人が国民年金の被保険者資格を喪失するような事情が見当たらないことから、申立人が53年5月28日に国民年金の被保険者資格を喪失したとは考え難く、誤った資格喪失手続により保険料の還付の事務処理が行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月

私は、平成2年12月28日にA社（申立期間の直前の会社）を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続をすることなく、3年1月7日にB社（申立期間の直後の会社）に入社した。

その後、時期は明確ではないが、B社に在籍中、区役所へ行った際に、同区役所の職員から、「年金記録上、平成2年12月29日から3年1月7日までは記録されていないので、当該期間について、国民年金に加入していたことにしておきます。2年12月分の国民年金保険料は、A社での厚生年金保険料に含まれているので問題ない。」と言われた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付については、自身では行っていないとしている上、B社（申立期間の直後の会社）に在籍中、区役所へ行った際に、同区役所の職員から、申立期間について、国民年金の被保険者資格期間とされていないため、国民年金に加入していたことにしておくと言われたとしていることから、当該期間は、その時点までは、国民年金の未加入期間であったものと推認され、保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

また、申立人は、同区役所の職員から、申立期間の国民年金保険料は、A社（申立期間の直前の会社）での厚生年金保険料に含まれていると言われたと主張しているが、制度上、国民年金保険料を厚生年金保険料に含めて納付することはできない上、A社では、給与明細書等が存在しないため、当時の納付状況が分からないと回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 56 年 3 月まで

私の母親は、私が 21 歳になった昭和 50 年頃に、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、申立期間当時、私の実家は自営業であったため、私の母親、叔母又は私が何人分の保険料であったか記憶は無いが、納付書により近くの金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年頃に、その母親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その母親、叔母又は申立人が納付書により金融機関で納付していたと主張している。しかし、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から 57 年 3 月頃と推認でき、その時点で 50 年 4 月まで遡って被保険者資格を取得したものと考えられることから、申立期間の大半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の前後を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとするその母親は既に他界している上、申立人が保険料を納付してもらったことがあると主張するその叔母は、申立人の保険料の納付には関与していなかったと証言していることから、当該期間当時の保険料の納

付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月

私は、20歳になった昭和45年*月に国民年金の加入手続を行い、結婚する57年3月まで、一部の期間を除き国民年金保険料を納付していた。結婚後の保険料については、私の夫が、A信用金庫B支店の窓口で、夫婦二人分を一緒に毎月定期的に納付し、遡って納付するようなことはなかった。一緒に国民年金保険料を納付していた夫の申立期間の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫が、A信用金庫B支店の窓口で、夫婦二人分を一緒に毎月定期的に納付し、遡って納付するようなことはなかったと主張しているが、その夫の当該期間の保険料は、平成16年2月27日に遡って納付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立内容と一致しない。

また、平成16年2月27日に申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料が納付されたA信用金庫B支店における保険料の収納に係る領収済通知書によると、申立人の夫の15年3月分(申立期間)及び16年1月分と、申立人の同年同月分の領収済通知書は確認できるが、申立人の申立期間の領収済通知書は確認できない。

さらに、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から同年11月までの期間及び8年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月から同年11月まで
② 平成8年4月から同年6月まで

私は、平成7年9月に最初の会社を退職し、同年同月に次の会社に就職したが、見習期間中は厚生年金保険に加入することができなかったので、すぐに、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を金融機関等で納付していた。次の会社を退職したときも、同様の手続きを行い、申立期間②の保険料を納付していた。

私は、私の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」のページの国民年金被保険者となった日及び同被保険者でなくなった日に、申立期間①及び②の日付が記載されており、それぞれの日付が、当該期間の国民年金の加入期間及び国民年金保険料の納付済期間を表す記録であるにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初の会社を退職した平成7年9月頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、次の会社を退職した8年4月頃にも、同様の手続きを行ったと主張しているが、i) 申立期間①及び②当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、20歳到達時の4年*月*日付けで国民年金被保険者資格を新規に取得し、5年3月14日付けで県外に転出した記載はあるものの、その後、申立期間①及び②に同被保険者資格を再度取得した記載は見当たらないこと、ii) オンライン記録でも、5年4月に不在決定がなされ、その後の住所が13年2月に判明したことが確認でき、申立期間①及び②の国民年金被保険者の加入記録は、申立人の住所が判明した直後の同年

4月に、当該期間の同被保険者資格の取得及び喪失の追加処理が行われていることから、当該期間当時、国民年金への切替手続はなされていないと推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人は、会社を退職後は国民年金への切替手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を、金融機関等で納付していたと述べているが、オンライン記録によると、前述のとおり、当該期間当時、不在決定がなされており、保険料を納付するための納付書が発行されていたとは考え難く、申立人の住所が判明した平成13年2月の時点においては、時効により保険料を納付することができない。また、当該期間の保険料を、申立人の主張のとおり納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」のページの国民年金被保険者となった日及び同被保険者でなくなった日に、申立期間①及び②の日付が記載されていることから、同日付が当該期間の国民年金保険料を納付した証拠であると述べているが、同手帳の同ページの日付は、加入手続等の時期や保険料の納付の有無に関係なく、第2号被保険者以外の被保険者として加入すべき期間が記載されたものであり、当該期間の保険料の納付の始期及び終期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年11月までの期間及び61年2月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年10月から同年11月まで
② 昭和61年2月から同年7月まで

私は、昭和61年2月に会社を退職した後、時期は憶えていないが当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を同区役所の窓口で納付した。

その後、同区役所又は同区役所内の金融機関の窓口で、申立期間②の国民年金保険料を数回、納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年2月以降に国民年金の加入手続を行った際、申立期間①の国民年金保険料を区役所の窓口で納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、加入手続時期は同年6月と推認され、その時点において、当該期間は時効により保険料を納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間②について、区役所又は区役所内の金融機関の窓口で国民年金保険料を納付したと主張しているが、前述の加入手続時期として推認される時点において、当該期間のうち61年2月及び同年3月の保険料は過年度納付することとなるが、区役所及び区役所内の金融機関では、国庫金の収納業務は行われておらず、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付時期及び納付金額を憶^{おぼ}えておらず、保険料の納付状況が不明である上、申立期間②を除き、厚生年金保険から国民年金への切替手続がなされていない未加入期間が散見されることから、申立人が当該期間の保険料を納付したとするまでの心証を形成することは難しい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 39 年 5 月まで

私が 20 歳になった昭和 37 年*月に、私の母親が、自宅に来ていた集金人に私の国民年金の加入手続を依頼し、当該手続を行ってくれた。私が国民年金に加入した同年同月は、厚生年金保険の被保険者であったが、厚生年金保険と国民年金の保険料は別々に納付するものだと思い、両方を納付していた。申立期間の国民年金保険料については、私が毎月 100 円ぐらいを母親又は姉に渡し、どちらかが集金人に納付してくれていた。

厚生年金保険の被保険者であった期間に重複して納付していた国民年金保険料を還付してほしい。また、申立期間のうち、厚生年金保険に加入していない期間は、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年*月に、国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、39 年 11 月であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容と一致しない上、払出しの時点で、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、一部の期間を除き過年度納付によるしかないが、集金人を通じて過年度納付することはできず、申立人は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶も無いとしている。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を集金人に依頼し、申立期間の保険料を納付してくれたとする母親又は姉については、その母親は既に他界しており、姉は高齢であり証言を得ることができないことから、国民年

金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に毎月納付していたと主張しているが、申立人の主張のとおり当該期間の保険料を現年度で納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は申立期間前から手帳記号番号が払い出された時期を通じ、同一市内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から49年3月まで

私は、A店に勤務するため、昭和44年9月に転居した際、店主であった夫から国民年金への加入を勧められたため、夫と一緒に市役所に行き、同市役所に勤める義兄が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、夫が、私と自身の数か月分の保険料を一緒に納付書により市役所で納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和44年9月に、国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年5月に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において、申立期間のうち、44年9月から47年3月までは時効により、保険料を納付することができない期間である上、申立人が、当該期間の保険料を納付するには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立期間は、第2回特例納付（実施期間：昭和49年1月から50年12月まで）により国民年金保険料を納付することも可能であるが、申立人は保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和47年4月から49年3月まで

私は、昭和44年2月に会社を退職後、個人事業を始めたので、私の妻が、場所についての記憶は必ずしも定かでないようであるが、多分、A市役所又は同市役所の出張所で私と妻自身の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、A市に居住中は、妻が私たち夫婦の保険料を自宅に来ていた集金人に納付していた。

申立期間当時、事業は順調で生活に困窮するようなこともなかったにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、申立期間当時の保険料額及び納付周期について憶^{おぼ}えていないことから、納付状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳によると、納付済期間である昭和46年度を含む45年度から48年度までの摘要欄に「付4納発」と記載があることから、第3回特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられるものの、申立人の妻は、特例納付制度を知ったのは最近であり、当該制度により保険料を納付した記憶は無いと述べていることから、当該制度の実施期間に保険料を納付したとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立人の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻は、申立期間①及び②を含む昭和45年4月から

49年3月までの期間が未納となっている。

加えて、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6990

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 2 月に私の夫が会社を退職して個人事業を始めたので、場所についての記憶は必ずしも定かでないが、多分、A 市役所又は同市役所の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、A 市に居住中は自宅に来ていた集金人に夫婦二人分を納付していた。

私の申立期間の国民年金保険料が未納とされていることについて、当該期間の保険料と一緒に納付していた夫の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の保険料のみが納付済みとされていることも不自然であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を自身の分とその夫の分と一緒に集金人に納付していたと述べているが、当該期間当時の国民年金保険料額及び納付周期について憶^{おぼ}えておらず、納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人が国民年金保険料と一緒に納付していたとするその夫は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間を除き、未納となっている。

さらに、申立人は、国民年金保険料を遡って納付したことは無いと述べているが、申立人の特殊台帳によると、申立期間直前の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料は、過年度納付していることが確認できることから、A 市に居住中は、集金人に保険料を納付していたとする申立内容とも一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。